

異議申出書

令和8年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉地方最低賃金審議会がなした「千葉県最低賃金額を時給 1,195 円（引き上げ額 55 円）とする」答申を撤回し、少なくとも、すべての労働者が自立して生活できる水準（当面時給 1,500 円への早期到達および将来的な時給 2,000 円以上への到達を展望する水準）へ大幅な再引き上げを行うよう再審議を求めます。

異議の理由

本答申（意見）による時給 1,195 円（フルタイム月額約 19 万円）は、長引く物価高騰のもとで実質賃金の低下に歯止めをかけられず、最低賃金法第9条が定める生計費原則や健康で文化的な生活の維持に著しく不十分です。また、昨年度の改定幅（62 円増）を下回る引き上げペースの減速は、介護・保育・サービス職など最低賃金近傍で働くエッセンシャルワーカーの生活苦を放置するものです。さらに、一般労働者賃金の中央値の 60%程度を目安とする諸外国の水準と比較しても極めて低位にとどまっており、軍事費の増額に対して労働者の生活保障などへの予算配分が後回しにされている現状についても再考が求められます。以上の理由により、2026 年度の千葉県最低賃金改定答申は最低賃金法が意図する本来の役割を果たしていません。本答申の再検討および大幅な引き上げについて再審議を強く要請します。

令和8年8月13日

申出者 ちば合同労働組合

住所 千葉市中央区要町2-8DC会館内

氏名 執行委員長

千葉労働局長 殿

異 議 申 出 書

令和 8 年 8 月 5 日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第 12 条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を 1 時間 1,195 円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1 時間 1,700 円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは 7 月 21 日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給 1,700 円以上に改定するよう求めました。その主な理由は現在の最低賃金額が、①貯蓄できず冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらないこと。②実質賃金が下がり続けるもとで、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化し、労働者が一極集中してしまう状況にあること。③昨年改定された時間額 1,140 円では法定労働時間の場合、年収は 250 万円程度にしかならず、現在の急激な物価高騰に対応できない状態であることからでした。

また、7 月 30 日に開催された審議会での意見陳述では、最賃近傍で働く非正規労働者が物価高騰と生活の厳しさ、低賃金による生活の苦しさや将来の不安、ダブルワーク・トリプルワークをしなければ生活できない実態を訴えました。

今回の改正額である時給 1,195 円は中央の目安 54 円の引上げに 1 円上乘せした金額ですが、物価上昇分の後追いにすぎず、引上げ額が足りないと言わざるを得ません。この金額では低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と 85 円の格差が温存されるものとなっており納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で 1,700 円以上に引き上げることが必要と考えます。

以上のように、憲法第 25 条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 8 年 8 月 20 日

申 出 者

住 所 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セ

氏 名 千葉県労働組合連合会 議長

千 葉 労 働 局 長 殿

千葉県の最低賃金を直ちに
時給1700円以上に引き上げるとともに、
地域間格差の解消を求める要請書

22 筆

8月20日

取扱団体 千葉県労働組合連合会

千葉県最低賃金をただちに時給 1700 円以上に引き上げるとともに、

地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

■ 要 請 趣 旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 1140 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給 1700 円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が解消されず、時給で 195 円にも及んでおり、千葉県においても東京都との差は 86 円となっています。労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

物価高騰の影響で売り上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

■ 要 請 項 目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給 1700 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

氏 名	住 所